

1

にほんこくみん せいとう せんきよ こっかい だいひょうしゃ つう こうどう  
日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われ  
らとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわ  
たつて自由のもたらず恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が  
おこることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存すること  
を宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託による  
ものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを  
行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、  
この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲  
法、法令及び詔勅を排除する。

2

にほんこくみん こうきゅう へいわ ねんがん にんげんそうご かんけい しばい すうこう りそう  
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想  
を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、  
われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専  
制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会  
において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひ  
としく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認  
する。

3

われらは、いづれの<sup>こっか</sup>国家も、<sup>じこく</sup>自国のことのみに<sup>せんねん</sup>専念して<sup>たこく</sup>他国を<sup>むし</sup>無視しては  
ならないのであつて、<sup>せいじどうとく</sup>政治<sup>ほうそく</sup>道德の<sup>ふへんてき</sup>法則は、<sup>ほうそく</sup>普遍的なものであり、この<sup>ほうそく</sup>法則に  
<sup>じゅう</sup>従ふことは、<sup>じこく</sup>自国の<sup>しゅけん</sup>主権を<sup>いじ</sup>維持し、<sup>たこく</sup>他国と<sup>たいとうかんけい</sup>対等<sup>かっこく</sup>関係に<sup>かっこく</sup>立たうとする<sup>かっこく</sup>各国の<sup>しん</sup>責  
務であると<sup>しん</sup>信ずる。

4

日本国民は、<sup>こっか</sup>国家の<sup>めいよ</sup>名誉に<sup>ぜんりょく</sup>かけ、<sup>ぜんりょく</sup>全力を<sup>すうこう</sup>あげてこの<sup>りそう</sup>崇高な<sup>もくてき</sup>理想と<sup>もくてき</sup>目的を<sup>もくてき</sup>達  
成することを<sup>しん</sup>誓ふ。